

# 令和5年度大学入学時奨学生募集要項

## 公益財団法人青森県育英奨学会

### 1 趣 旨

本会の大学入学時奨学金は、学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学が困難な学生に対して貸与し、もって本県並びに国家社会の発展に貢献しうる人材の育成に寄与することを目的としています。

### 2 採 用 人 員 100名

### 3 出 願 資 格

次の(1)～(4)のすべてに該当し、申請時に高等学校又は高等専門学校に在学する場合に申込みができます。

- (1) 保護者が青森県の住民であること。
- (2) 令和6年4月、大学（通信制・短期大学を除く。）の第1学年に入学見込みであること。
- (3) 学業、人物ともに優秀で、かつ健康であること。
- (4) 生活保護受給世帯若しくは市町村民税所得割非課税世帯又は児童養護施設等入所者であること。

なお、以下の事由により家計が急変し、市町村民税所得割非課税世帯相当と判断される場合は、事由が発生したときから1年以内に限り対象とする。

- ① 生計維持者が死亡
- ② 生計維持者が事故又は病気により、半年以上、就労困難
- ③ 生計維持者が失職（倒産、退職勧奨、事業主からの働きかけ等による退職）
- ④ 生計維持者が震災、火災、風水害等により就労困難等

### 4 成 績 の 基 準

大学出願用調査書の「全体の評定平均値」がおおむね4.0以上

ただし、児童養護施設等入所者及び青森県、市町村が実施するひとり親・生活困窮者対象学習講習会事業参加者の場合は、3.5以上

### 5 奨学金の額及び貸与方法

- (1) 奨学金の額は、10万円を単位とし、60万円以内で奨学生自身が必要とする金額となります。
- (2) 奨学金は、令和5年9月から令和6年3月までの間に、大学の合格通知書（写）の提出などの所定の手続がされ次第、奨学生名義の預金口座に振り込みします。

### 6 提 出 書 類

- (1) 大学入学時奨学金申込書（在学する学校にあります。）
- (2) 大学出願用調査書（在学する学校で発行します。）
- (3) 最近の所得課税証明書等（本人と同一生計のうち収入のある者全員と連帯保証人2名それぞれの給与収入又はその他の所得、**所得控除額、所得割金額等**が明記してあるもの：住所地の市町村役場で発行しています。）
- (4) 生活保護受給世帯…「保護開始（変更）通知書」の写し、「生活保護受給証明書」、「所得課税証明書」
- (5) 家計急変の事由による申込の場合、「大学入学時奨学金案内書」（P.7）を確認の上、提出書類を準備ください。

※ 学校及び本会が、推薦又は選考のため、他の書類を求める場合があります。

## 7 出願手続及び提出期限

「大学入学時奨学金申込書」に所要事項を記入し、添付書類とともに在学する学校へ、同校が指定する期日までに提出してください。

	募 集 期 間	採用者数	採用予定時期
第1次募集	令和5年 7月18日～令和5年 8月14日	50人程度	9月
第2次募集	令和5年 8月15日～令和5年10月10日	30人程度	11月
第3次募集	令和5年10月11日～令和5年12月22日	20人程度	1月

※ 1次、2次募集に出願した者の中で採用されなかった者については、自動的に次の募集の選考対象とするため、再度の出願は要しません。

## 8 奨学金の返還

(1) 大学卒業後1年以内に青森県内に居住、就業（公務員を除く。）してから3年を経過すると願い出により返還を免除することができます。

(2) (1)以外の者の奨学金の返還は、大学の最短修業年限終了後又は退学した月の翌月から起算して1年を経過した後、8年の間に全額を返還していただくことになります。

なお、利子は無利子です。

また、奨学金の返還方法は、年賦、半年賦、月賦等の割賦のいずれかになります。

※ 返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用される重要なものであることから、返還計画のとおり誠実に返還いただくことになります。

### 《 返 還 の 例 》

※ ( ) は最終回に返還する金額

貸与額	返還年数	月賦の場合		半年賦の場合		年賦の場合	
		金額	回数	金額	回数	金額	回数
300,000円	8年	3,125円	96回	18,750円	16回	37,500円	8回
400,000円	8年	4,166円 (4,230円)	96回	25,000円	16回	50,000円	8回
500,000円	8年	5,208円 (5,240円)	96回	31,250円	16回	62,500円	8回
600,000円	8年	6,250円	96回	37,500円	16回	75,000円	8回

## 9 連帯保証人2名

(1) 第一連帯保証人

ア 奨学生が未成年者の場合

奨学生の親権者（父母）又は後見人で、青森県内に住所を有する者。

ただし、未成年者を除く。

イ 奨学生が成年者の場合

奨学生の父母兄弟又はこれに代わる者で、青森県内に住所を有する者。ただし、未成年者を除く。

(2) 第二連帯保証人

奨学生及び第一連帯保証人と独立の生計を営み、原則として奨学生の4親等以内（父母を除く）の親族で、65歳未満の保証能力（年収100万円以上）のある者。ただし、未成年者は除く。

10 選 考 学力・人物・家計の総合判定（書類審査）

11 問い合わせ先 在学する学校へお願いします。

12 本会住所等

〒030-8540

青森市長島一丁目1番1号 青森県教育庁教職員課内

公益財団法人青森県育英奨学会

TEL 017-734-9820